平成32年度以降　施設整備からみた港区の障害者福祉の全体図

保健福祉支援部障害者福祉課　資料５－２

知的グループホーム

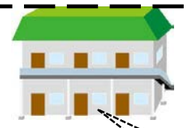

地域移行

一般住宅

地域移行

◇就労又は就労支援事業所等に通所している知的障害者に対し、生活の場を提供し、地域社会における自立生活を支援
◇定員64名（区立２か所、民間８か所）

新橋はつらつ太陽（知的障害者入所施設）

新橋六丁目

【事業内容】
- ●施設入所支援（知的）《40名》
- ●短期入所《４名》
- ●生活介護《80名》
- ●相談支援
  （基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援）

相談支援事業所

～地域生活支援拠点の整備～

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能
①相談、②緊急時の受け入れ・対応、
③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、
⑤地域の体制づくり
を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

（仮称）港区立障害者支援ホーム南麻布（身体障害者入所施設）

【事業内容】
- ●施設入所支援（身体）《40名》
- ●短期入所《４名》
- ●生活介護《40名》
- ●相談支援
  （基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援）

南麻布四丁目

（仮称）港区立児童発達支援センター

【事業内容】
- ●児童発達支援
  （日々通所、併用通所、発達障害児通所、重症心身障害児通所、居宅訪問型）
- ●学齢児個別支援・グループ活動
  （放課後等デイサービス）
  〈発達障害・知的障害児〉
- ●保育所等訪問支援
- ●相談支援
  （障害児相談支援、計画相談支援）

～区独自事業～
・相談支援（総合相談）

基幹相談支援センター〈港区〉

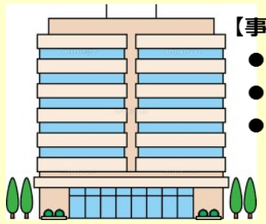

芝公園一丁目

【事業内容】
- ●総合的な相談支援
- ●各関係機関の調整
- ●相談支援事業所への指導・助言

港区立障害保健福祉センター〈ヒューマンぷらざ〉

【事業内容】
- ●相談支援
  （基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援）
- ●放課後等デイサービス
  〈医療的ケア児、重症心身障害者〉
- ●短期入所《７名》
- ●自立訓練（機能訓練）
- ●就労継続支援Ｂ型
  （みなとワークアクティ）
- ●生活介護（工房アミ）

～区独自事業～
・相談支援（発達障害者相談）
・機能訓練

芝一丁目

～④専門的人材の確保・養成～

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

《区の状況》
基幹相談支援センター、障害保健福祉センター、新橋はつらつ太陽、精神障害者地域活動支援センター、障害者支援ホーム南麻布、児童発達支援センター

～①相談（地域移行、親元からの自立等）～

障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

《区の状況》
障害保健福祉センター、新橋はつらつ太陽、精神障害者地域活動支援センター、障害者支援ホーム南麻布、相談支援事業所

相談支援事業所

～⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置）～

区内の各関係機関を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

～③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム）～

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

《区の状況》
知的グループホーム（定員64名／区立２か所、民間８か所）
精神グループホーム（定員23名／区立１か所、民間３か所）
短期入所（身体・知的／定員19名）

～②緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上）～

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

《区の状況：短期入所の整備》
障害保健福祉センター（身体・知的／定員７名）
新橋はつらつ太陽（知的／定員４名）
六本木ヒルサイドホーム（知的／定員２名）
障害者支援ホーム南麻布（身体・知的／定員４名）
高輪一丁目グループホーム（あいはーと・みなとの上階）
（知的／定員２名）

【課題】
精神障害者を対象とした短期入所の整備が必要

港区立精神障害者地域活動支援センター〈あいはーと・みなと〉

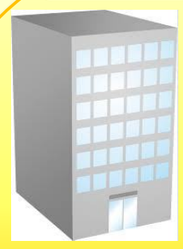

高輪一丁目

【事業内容】
- ●相談支援
  （基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援）
- ●短期入所《２名》
- ●創作的活動の機会の提供等
- ●関係機関等の連携強化の調整等
- ●就労の場の確保

病　院

地域移行

施設入所や長期入院をしている障害者が、地域（グループホーム等）で豊かな生活を送ることができるよう、保健師や関係機関と連携を図りながら地域移行への移行を促進します。

精神グループホーム　一般住宅

◇就労又は就労支援事業所等に通所している精神障害者に対し、生活の場を提供し、地域社会における自立生活を支援
◇定員23名（区立１か所、民間３か所）